

# 福島県ペレットストーブ利用推進事業補助金交付要綱

19 森第 4689 号  
平成 19 年 6 月 15 日

## (趣旨)

第1条 県は、「県民一人一人が参画する森林づくり」の理念に基づき、木質バイオマス資源を活用したペレットストーブの普及を促進するため、ペレットストーブの導入に要する経費に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (定義)

第2条 ペレットストーブとは、製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めた木質ペレットを燃料として使用する暖房器具をいう。

## (補助の対象及び補助額)

第3条 本補助金は、福島県内に住所を有し、かつ居住している者、福島県内に事業所を有する者又は福島県内で主に活動する団体(以下「補助事業者」という。)が、その自宅、事業所又は団体の主たる活動拠点施設(福島県内に限る。)にペレットストーブを導入する場合、その購入及び設置に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は1台あたり5万円とする。ただし、一の補助事業者について1台限りの交付とする。

2 本補助金は、補助対象経費が5万円を超えるものについて交付する。なお、ペレットストーブの導入に対して他の補助金等の交付がある場合は、当該補助金を控除した額を補助対象経費とする。

## (申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、ペレットストーブ利用推進事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 個人の場合は住民票又は外国人登録証明書の写し、法人の場合は登記事項証明書又は登記簿謄本の写し、団体の場合は規約等の写し

(2) 購入及び設置に要する経費の内訳が明記されている見積書の写し

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、各1部とする。

## (補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) ペレットストーブのメーカー、機種・製品名の変更

(2) 設置・購入に要する経費の変更

(3) 他の補助金等の交付がある場合の当該補助額の変更

(4) 補助対象経費の変更

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事が別に定める期限までにペレットストーブの購入及び設置を完了すること
- (2) 補助金の交付決定を受けてから購入及び設置を行うこと
- (3) ペレットストーブの使用状況等について、モニターとして調査に協力すること
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、ペレットストーブ利用推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、ペレットストーブ利用推進事業補助金実績報告(交付請求)書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、ペレットストーブの設置完了の日から起算して10日を経過した日までに行なわなければならない。

- (1) ペレットストーブの設置状況を示す写真
- (2) ペレットストーブの購入経費、仕様等が確認できる書類の写し(領収証等)

(財産の処分の制限)

第9条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数に相当する期間とする。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づき作成した書類及び関係する書類等を整理しておくとともに、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(書類の経由)

第11条 補助金の申請を行う者が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

福島県知事

住所又は所在地

申請者 氏 名

印

(法人・団体名及び代表者)

電話番号

## ペレットストーブ利用推進事業補助金交付申請書

下記のとおりペレットストーブを導入したいので、補助金50,000円を交付して下さるよう申請します。

## 記

1 購入予定ストーブ	(メーカー名)  (機種・製品名)
2 設置場所の所在地	福島県
3 購入・設置に要する経費 (A)	円(税抜き)
4 他の補助金等の交付がある場合の当該補助額等(B)	補助額 円 補助者
5 補助対象経費 (C)=(A)-(B)	円

## 添付書類

- 住民票又は外国人登録証明書の写し  
(法人の場合は登記事項証明書又は登記簿謄本の写し、団体の場合は規約等の写し)
- ペレットストーブの購入・設置経費の内訳が明記されている見積書の写し

申請にあたり提供いただいた個人情報は、設置箇所の把握及びご連絡先として利用し、本事業以外の目的に使用したり、公表したりすることはありません。

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
申請者 氏 名 印  
(法人・団体名及び代表者)  
電話番号

ペレットストーブ利用推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書  
交付決定を受けた補助金の申請内容を下記により変更(中止・廃止)したいので、申請します。  
記

1 交付決定番号	福島県指令 第 号
2 変更(中止・廃止)の内容	
3 変更(中止・廃止)の理由	

申請にあたり提供いただいた個人情報は、変更(中止・廃止)理由の把握及びご連絡先として利用し、本事業以外の目的に使用したり、公表したりすることはありません。

ペレットストーブ利用推進事業補助金実績報告（交付請求）書

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地

報告者 氏名

印

（法人・団体名及び代表者）

電話番号

下記のとおりペレットストーブの設置を完了したので、補助金50,000円を請求します。  
記

1 交付決定番号	福島県指令 第 号
2 購入したストーブ	(メーカー名) (機種・製品名)
3 設置した日	年 月 日
4 購入・設置に要した経費 (A)	円(税抜き)
5 他の補助金等の交付がある場合の当該補助額等(B)	補助額 円 補助者
6 補助対象経費 (C)=(A)-(B)	円
7 設置場所の所在地	福島県
8 設置場所の連絡先	(Tel) (Fax) (E-mail)
9 補助金の振込先	金融機関名 支店名 振込口座 種別 番号

添付書類

- 1 ペレットストーブの設置状況を示す写真
- 2 ペレットストーブの購入・設置経費、仕様等が確認できる書類の写し（領収証等）
- 3 本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は交付決定書等の写し

報告（請求）にあたり提供いただいた個人情報、設置箇所の確認、ご連絡先及び補助金の振込手続きに利用し、本事業以外の目的に使用したり公表したりすることはありません。